

観光第177号
令和3(2021)年8月17日

各 団 体 の 長 様

栃木県産業労働観光部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、8月20日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域となることから、本日開催した第62回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の基本的対応方針に基づき、緊急事態措置区域としての対策を徹底的に講じることとしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から各団体宛での通知を別添のとおりに送付しますので、貴団体会員等に対する周知について御協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

観光交流課 総括課長補佐

担当：長

TEL：028-623-3209